

富労発基 1127 第 1 号
令和 6 年 11 月 27 日

一般社団法人 富山県経営者協会 会長 殿

富山労働局長



特定(産業別)最低賃金の改正額等の周知について(依頼)

平素より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、富山県特定最低賃金は、下記のとおり改正を決定し、順次発効いたします。
富山県内の特定の産業に適用される特定最低賃金は、労働力の質的向上に資することを目的にしており、関係労使はもとより広く周知を図る必要があります。
また、昨年度に引き続いて今年度も過去最大の引上げ額となっており、賃金引上げや生産性向上に取り組む企業・事業者への支援策として、厚生労働省では「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」、富山県では「富山県賃上げサポート補助金」を設け、企業・事業者の後押しを強化しているところです。
つきましては、貴殿におかれましても、広報誌・ホームページへの記事掲載等により、改正した富山県最低賃金のほか、本件特定最低賃金、また、各種支援策の周知に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。
併せて、県内の改正最低賃金額(特定最低賃金を含む。)や支援策をまとめたリーフレットについても関係窓口での配布等、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
時間額(引上げ額)：1,035円(+40円)
効力発生日：令和6年12月27日
- 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
時間額(引上げ額)：1,002円(+51円)
効力発生日：令和6年12月26日
- 3 富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金
時間額(引上げ額)：1,003円(+48円)
効力発生日：令和6年12月26日

【担当】

富山労働局 労働基準部 賃金室 成田、佐竹

TEL：076-432-2735

E-mail：chinginshitsu-toyamakyoku@mhlw.go.jp

必ずチェック！最低賃金

富山県(地域別)最低賃金



たしかめたん

時間額 **998** 円

発効日 令和6年10月1日

富山県で働く
すべての労働者に適用されます。
(パート・アルバイトなどを問いません)

富山県特定(産業別)最低賃金

富山県内の下記「適用産業」の事業場で働く基幹的労働者に適用されます。

件名	時間額 (発効日)	適用産業	適用除外
富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	1,035 円 (令和 6.12.27)	(1) 玉軸受・ころ軸受製造業 (2) 他に分類されないはん用機械・装置製造業 (3) トラクタ製造業 (4) 金属工作機械製造業 (5) 機械工具製造業 (粉末や金業を除く) (6) ロボット製造業 (7) 自動車・同附属品製造業(自動車製造業(二輪自動車を含む)を除く) (8) (1)~(7)の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (9) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)~(7)の産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次の業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は附随の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、洗浄、バリ取り、組付け、袋詰め、箱詰め、選別又は検査の業務
富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,002 円 (令和 6.12.26)	(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 情報通信機械器具製造業(電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)~(3)の産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次の業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検査、選別、レットルはり、包装、袋詰め、箱詰め、捺印、塗装、スポット溶接、パーツ挿入及び乾燥の業務
富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	1,003 円 (令和 6.12.26)	百貨店、総合スーパーマーケット ^(※) 、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店又は総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。) ※衣食住にわたる各種商品を取扱う事業所で、従業者が常時50人以上のもの	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

このほか、次の特定最低賃金がありますが、これより高い富山県最低賃金が適用されます。

- (1) 富山県アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業 最低賃金 (時間額 781円)
- (2) 富山県自動車(新車)小売業 最低賃金 (時間額 769円)

厚生労働省では、最低賃金引上げにかかる中小企業・小規模事業者に対する支援策の一環として、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、かつ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」等、様々な支援策を設けています。また、富山県では、業務改善助成金の上乗せ補助として「富山県賃上げサポート補助金」制度を設けています。ぜひご活用ください。

【業務改善助成金】

- 問い合わせ先 業務改善助成金コールセンター Tel : 0120-366-440
- 申請先 富山労働局雇用環境・均等室 Tel : 076-432-2728

【富山県賃上げサポート補助金】

- 申請・問い合わせ先 富山県商工労働部労働政策課 Tel : 076-444-8897



詳しくはこちらから

